ひとり親世帯等の負担軽減について更なる充実を求める意見書

衆 議 院 議 長 参 議 院 議 長 内閣総理大臣 総 務 大 臣 財 務 大 臣 厚生労働大臣 内閣府特命担当大臣(こども政策) About Abo

令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果報告によると、全国のひとり親世帯は推計で約135万世帯にのぼり、そのうち母子世帯が約120万世帯を占めている。母子世帯の約9割が就業しているものの、非正規雇用の割合が高く、平均年間収入は300万円弱と依然として厳しい状況にある。このため、税制上の措置として寡婦控除やひとり親控除が設けられているが、いずれも「生計を一にする扶養親族」がいることが要件とされている。ところが、直接養育している子どもを扶養親族とする場合であっても、別居親が生活費等を送金している場合には、その子どもを扶養親族とすることができ、双方が生計を一にすると主張した場合にあっては、前年の所得が高い側が扶養親族とされるのが現状の解釈である。

その結果、別居親である元配偶者の所得が高い場合、同居の上で直接養育しているにも 関わらず、子どもの扶養控除はもとより、寡婦控除までも受けることができない親が存在 している。このような取り扱いは、養育費が本来「子どもの生活のための費用」であるに もかかわらず、実際に子どもを養育している家庭の経済的自立を妨げる要因となっている。

また、本規定が含まれる所得税基本通達(昭和45年7月1日制定)は、戦後の家族形態や働き方が大きく異なっていた時代に制定されたものであり、現在では離婚率の上昇や非婚化、共働きの普及、非正規雇用の増加といった多様な家族・就労形態を前提としていない点、今後共同親権も選択可能となるなど父母のあり方もさらに変化していく点で、現代社会に即した制度設計とは言い難い状況である。こうした背景をふまえ、制度本来の目的である「ひとり親家庭の負担軽減」が真に達成されるよう、通達の見直しを含む抜本的な再検討が求められる。

さらに、こども家庭庁設立以前の厚生労働省による全国ひとり親世帯等調査では、養育費の受給有無の調査は行われていたが、受給後の生活実態や経済状況の変化についての検証は十分に行われていない。養育費の実効性を高めるためにも、受給後の生活実態を把握する調査の仕組みを整備することが重要である。

よって国におかれては、ひとり親世帯等の負担軽減を更に充実させるため、下記の事項を速やかに実施されるよう強く要望する。

記

- 1. 所得税基本通達2-47については、「生計を一にする」ことを定義するものであるが、現代社会の多様な家族・就労形態を踏まえ、直接養育を担う家庭の生活実態とりわけ 経済状況を鑑み、ひとり親世帯等の負担軽減に資するよう、定義を改めること。
- 2. 養育費を受給した後の生活実態を把握・検証するための調査の仕組みを設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。